最終更新日：2015年12月22日
美濃窯業株式会社
代表取締役社長 太田 滋俊
問合せ先：総務・人事部 052-551-9221
証券コード：5356
http://www.mino-ceramic.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は役員及び従業員の行動の原則を示す「行動規範」において、法令の遵守、顧客満足の向上、適正な会計と報告、環境の保全、人格の尊重、情報の管理、地域社会との共生、反社会的勢力への対処を掲げ、この規範を実践することが当社の企業価値を向上させ、社会への貢献につながるものと認識しております。
経営者はこの規範の実行が自らの役割であることを自覚し、経営の公正性と透明性の向上及び的確で迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-2】
当社では、記載内容の正確性に充分に留意しつつ、早期発送に努めた結果、本年度定時株主総会の招集通知は、法定期限より早く発送しております。なお、招集通知を発送前に電子的に公表することは、ウェブサイトをご覧いただける株主とそうでない株主との情報格差が生じる懸念もあるため、現状では実施しない方針です。

【補充原則1-2-4】
現在の当社の株主構成においては、機関投資家比率、外国人株主比率ともに持株比率が低いことから、議決権行使の電子化や招集通知の英訳については実施しておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえて、必要性に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社は、外国人株主比率が低く、英語での情報開示・提供については、現時点では行っておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移を踏まえながら、必要性に応じて対応を検討してまいります。

【補充原則3-2-1】
当社では、評価するための基準としては策定しておりませんが、外部会計監査人の体制や実績の他、会計監査に係る取り組み状況や情報交換等を通じた専門性・独立性の有無の確認により、当社の会計監査人としての的確性や妥当性を評価し、監査役会において、再任、不再任の決定等を行うこととしており、今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会にて引き続き協議・検討をすすめてまいります。

【補充原則4-1-3】
当社では、最高経営責任者等の後継者育成に係る特段の計画を作成しておりません。今後、取締役会において、最高経営責任者等に求められる資質・経験や、育成計画等について、幅広く議論し、検討してまいります。

【原則4-2　取締役会の役割・責務(2)】【補充原則4-2-1】
当社は、経営陣幹部や取締役の報酬は、基本報酬と単年度の業績に連動する賞与で構成しており、中長期的な業績を反映するインセンティブ付けは行っておりませんが、役職員一同は、営業目標として策定をした中長期計画の達成に向け、業務遂行に励んでいます。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、高い独立性を有する社外取締役1名と、独立性の高い社外監査役2名を含む監査役3名が、緊密に連携をして当社の経営監視・監督を行っております。独立社外取締役の複数名選任に関しましては、当社の置かれている業界の特殊性から適切な人材を選任することが難しい背景もあり、今後もその必要性等について取締役会で検討を行い対応を進めます。

【補充原則4-8-1】
独立社外取締役のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、取締役会以外でも、社外取締役と監査役は随時懇談の機会を設けており、常勤監査役との情報交換、社外監査役との認識共有等を行っております。

【補充原則4-10-1】
当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べており、また、重要事項を検討する際には、適切に関与や助言をいただいていることから、その責務は十分に果たしていると考えております。なお、諮問委員会等の設置につきましては、今後、必要に応じて検討してまいります。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、現在資本政策の基本方針や中期経営計画等を公表しておりませんが、今後、公表に向けて検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、いわゆる政策保有株式については、事業遂行上有益であるか否かを判断基準として取得や解消等を行っておりますが、「政策保有に関する方針」は策定しておりません。これは、刻一刻と変化する経営環境の中で、事業の遂行上の有益性を適時・適切に判断し、機動的に取得や解消等を行うには、「方針」として具体的に定めるよりも、取締役会において実効的に検証し判断することがより適切であると考えるためであります。また、政策保有株式に係る議決権行使につきましても、上記と同様の理由から、あらかじめ定める「基準」に縛られることなく、取締役会において実効的に判断する方が適切であると判断しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
　当社は、関連当事者間の取引については、取締役会が、その必要性や内容の妥当性等を充分検証の上、承認を得た場合にのみ実施することとしており、当該取引の公正性等を適切に監視できていることに鑑みて、その枠組みを開示する必要性はないと判断しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)会社が目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
　当社は、経営理念につきましてはホームページで、経営上の戦略や取り組みについては、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示をしております。また、中長期経営計画につきましては、あくまでも社内における達成目標の位置づけを前提に作成をしていますが、対外公表は差し控えています。これは、前述の営業上の努力目標たる数値を公表することで、却って株主・投資家の投資判断に誤解を生じさせることを懸念しているためであります。今後も、上記方針を維持する予定ではありますが、中長期的な経営環境を相応の確度で予想可能と判断した場合には、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表することを検討したいと考えています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現が、企業の持続的な成長、企業価値の向上のために重要であることを認識し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、ホームページ及びコーポレートガバナンス報告書に開示しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　経営陣幹部・取締役の報酬については、当社規定に従い、基本報酬と業績連動報酬により構成しています。基本報酬部分については、社内での役職・役位などに応じた規定金額を、業績連動報酬部分については、会社業績、貢献度、目標達成度などを総合的に勘案した金額を算定し、取締役・監査役の報酬額総額については、株主総会で決議した範囲内で配分額を決定しております。なお、社外取締役・社外監査役につきましては、独立した立場で経営の監督機能を担っていただくために業績に連動した報酬についてはございません。

(4)取締役・監査役の選任と指名
　当社は、性別、国籍、年齢に関係なく、これまでの業績や実績、見識、人格等を総合的に勘案し、当社に相応しい経営陣幹部の選任や取締役・監査役候補の指名を取締役会にて決定を行っています。

(5)指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　当社は、取締役・監査役の指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴を開示しています。また、社外取締役・監査役については個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。社内取締役・監査役の選任理由の記載の是非についても今後検討して参ります。

【補充原則4-1-1】
　当社では、取締役会で審議・決定を行う事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って運営を行い、取締役会で決議の必要な事項の決議を行っています。また、経営陣は、職務権限規程や稟議規程にて定められた決裁権限等の範囲で、取引や業務の規模・性質に応じた決定を行い、経営にあたっています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、独自の独立性基準を策定しておりませんが、名古屋証券取引所が定める独立役員に係る独立性基準を参考に独立性を判断することとしております。

【補充原則4-11-1】
　当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、営業・生産・技術・管理等の各職掌の知識・経験・能力のバランスを考慮して構成することが望ましいと考えております。また、活発な議論と迅速な意思決定を行う上で現状の規模は妥当と考えておりますが、取締役の選任については、国籍や性別を問わず、業務執行にもっともふさわしい候補者を選任することを基本方針に、今後の事業規模拡大や事業環境の変化に応じて柔軟に検討して参りたいと考えております。社外取締役の選任については、職責を全うするための高い見識、高度の専門性、豊富な経験を有する人材を選任しております。今後も中立、公正な立場から経営の監視をしていただくことのできる人材の選任に配慮して参ります。

【補充原則4-11-2】
　当社では、兼務状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び事業報告において記載することで開示をしております。

【補充原則4-11-3】
　当社は、取締役会における発言や質疑応答・議論の状況から、取締役会は実効的に機能していると判断しておりますが、今後さらに、客観性を保つように、社外取締役及び監査役に対して、取締役会事務局が定期的にヒヤリングを実施し、その結果について会議体にて報告を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】
　当社は、取締役・監査役就任に際して、外部機関による新任役員向けセミナー等を受講させ役員として必要な知識を習得する機会を提供しています。その後も、必要と考えられる各種勉強会や雑誌等の回覧等を通じて習得した知識の陳腐化防止に努め、それらにかかる費用については会社が負担することとしています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。

(1)株主からの対話(面談)の申込については、管理部門担当役員のもと、総務人事部が窓口となり、経理部等が連携して対応を行うとともに、株主との対話において得た意見等は随時経営陣に対してフィードバックを行っています。

(2)株主との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)は、社内規程である「インサイダー取引管理要領」に従って適切に管理・対応を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)

太田 滋俊	566,250	4.38
ミノセラミックス商事株式会社	514,680	3.98
太平洋セメント株式会社	510,666	3.95
株式会社みずほ銀行	465,000	3.60
株式会社十六銀行	400,000	3.09
株式会社名古屋銀行	360,000	2.78
株式会社大垣共立銀行	360,000	2.78
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	300,000	2.32
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	259,000	2.00
日本坩堝株式会社	255,000	1.97

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
道浦　耐	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
道浦　耐		―――	道浦耐氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験ならびに幅広い見識を有しており、当社に対する客観的な立場から経営の監視と取締役会の監督機能の充実を図るため社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より監査計画、監査体制の説明を受け、これに基づいて期中の会計処理及び決算内容について適宜協議を行い、相互連携をして監査の充実を図っております。
監査役は内部監査部門である内部統制室と定期的に打合せを行い、不正防止、内部統制の状況確認を実施し、内部監査上の問題点や解決策等につき、それぞれの立場から意見交換を行い、内部監査の実効性を高める体制の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高野　正和	税理士													○
春日井　孝	その他													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野　正和	○	―――	高野正和氏は、税理士としての幅広い知識と経験を有していることなどから、専門的かつ中立的な立場から当社の経営を監視いただくため社外監査役として選任しております。 また、同氏は独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものが無いことや一般株主と利益相反のおそれが無いと判断し、独立役員に指定しております。
春日井　孝		―――	春日井孝氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験ならびに幅広い見識を有しており、当社に対する客観的な立場から経営を監査していただくため社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役に対する報酬限度額が決定しており、各取締役の報酬については、会社の業績を考慮のうえ、当該取締役の業績に報いる決定がされるよう努めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬等の内容（平成27年３月期）
取締役に支払った報酬等の総額75,590千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、平成19年６月28日開催の第145回定時株主総会において取締役に対する報酬限度額を年額120,000千円以内と決議された範囲内で、取締役会決議により決定しております。
また、役員退職慰労金につきましては「役員退職慰労金内規」において、金額の算定方法等を定めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役に対する各種情報の伝達などのサポートは、総務・人事部で行っております。社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の内容等につき、取締役会開催に先立ち事前に連絡することとしております。
また、社外監査役が職務を遂行するにあたり、監査役会において常勤監査役と情報を共有し、円滑に業務の遂行が出来る体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役会制度を採用し、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。このような体制により、取締役会による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、当社は適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、適正なコーポレート・ガバナンスを確保できる体制を整えています。

（1）取締役会
取締役会はすべての取締役で構成し、業務執行に関する重要事項を決定するともに取締役の職務の執行を監督します。原則として毎月１回開催し、監査役も出席し必要があるときは意見を述べています。また、取締役会は必要に応じて取締役及び監査役以外の者を出席させて、意見や説明を求めることができる体制をとっております。

（2）監査役会
監査役会は常勤監査役１名、社外監査役２名で構成しています。社外監査役の２名は、それぞれ、企業経営の実務を通じて、豊富な知識や経験または税理士としての専門的知見を有し、取締役の職務執行が法令や定款に違反したり不当な事項が生じたりしないよう取締役会などの場で専門的な立場から発言しております。

（3）内部監査
当社は内部監査規程により、経営活動の全般にわたる業務執行状況を合法性と合理性の観点から点検・評価し、会社財産の保全及び経営効率の向上を図ることを定めています。社長直属の内部統制室に１名を配置し、年間計画に基づいて独立した立場から各部門の内部監査を行っております。

（4）会計監査
当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、随時必要な監査資料を提供し、公正かつ適正な監査が実施されております。
なお、当社と上記監査法人または業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。
a 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
渋谷 英司（有限責任監査法人トーマツ）
加藤 克彦（有限責任監査法人トーマツ）
b 補助者

公認会計士　　11名
公認会計士試験合格者等　6名
その他　　10名

（注）その他は、システム監査担当者等であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、社外取締役1名と監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信（四半期、半期、期末）等の適時開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループで働く一人ひとりが、お客様や社会からの信頼を確かなものとするため、行動規範及びコンプライアンス・ガイドラインにおいて行動基準や行動指針を定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次の通り、会社の業務の適正性を確保するための内部統制システムに関する基本的な考え方を持ち、整備しております。

1. 取締役の業務執行の適正性を確保する体制
当社及びグループ会社を含めた取締役が、高い倫理観を持って業務執行に当たるため、企業倫理規程及び行動規範を制定しております。この中では、取締役の責任を特に重視し、率先垂範して社内に徹底し、規範に反するような事態が生じた場合は自ら問題解決に当たり再発防止に努めることなどを定めております。

2. 取締役・監査役による財務報告の適正性を確保する体制
経理部長が取締役会に毎回出席し、決算状況について報告しています。取締役会には常勤監査役に加えて税理士資格を有する社外監査役も出席して、質問し意見を述べています。

3. 使用人の業務遂行の適正性を確保する体制
当社グループで働くすべての従業員が遵守すべき基本を企業倫理規程に定め、別に定めた行動規範に則って、責任ある社会人として誠実かつ公正に行動するよう、教育により周知徹底しております。

4. 使用人による財務報告の適正性を確保する体制
承認や決裁は稟議規程や業務分掌・職務権限表に基づいております。内部統制の仕組み構築のための業務フローや業務記述書の整備及びこれらによる業務の点検・改善により、さらに適正な業務を目指してまいります。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程により、当社グループの事業遂行に支障を及ぼす要因をリスクと定め、代表取締役を統括責任者としてリスクを管理してまいります。各部門の責任者は自部門に発生し得るリスクを予測し、リスクを最小とするための予防策を立案します。

6. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
年度の全社目標を定め、全事業所の幹部社員が出席する会議で発表し、意識の統一を図っています。この全社目標に連鎖した各部門及び各個人の目標を定めて業務に取り組んでおります。社長の方針が組織全体に浸透し、一貫した方針の下に各事業が運営されることにより効率化を図っています。

7. 当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業倫理規程及び行動規範は、適用範囲を当社のみならず子会社を含めた企業集団全体としており、グループ会社全体に周知しております。

8. 取締役会の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の議事録や稟議書などの決裁書等を文書管理規程に従って保存、管理しています。また、内部情報管理に関する規程や個人情報管理規程に従って、情報を取扱っています。

9. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会が人選を行い、その使用人の任命、異動に関わる事項については、事前に監査役会の承認を得ます。

10. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
任命された使用人は監査役の指揮命令下に置かれ、取締役の指示を受けません。

11. 取締役及び使用人が監査役会または監査役へ報告する体制
取締役会においては監査役の出席を求め、業務の執行状況や経理の状況などについて報告しています。

12. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
監査役が年度毎に作成する監査方針と監査計画のもとに各部門の監査を行うに当たって、各部門は適切な対応を行っています。また内部統制室や会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により監査役と連携を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、「行動規範」及び「コンプライアンス・ガイドライン」において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力が事業活動へ関与することを防止する旨を定め、グループ会社全社に徹底しております。
また、担当部署が、平素から警察、弁護士、外部専門機関と情報交換を行い連携を深めるとともに、万一、不当な要求があった場合には、これら関係先への連絡・相談を行い、連絡を密にとりながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――